

令和4(2022)年度市政懇談会意見要望回答(全 63件) いきいきふれあいセンター会場分

市政懇談会以降の取組や考え方

【分類】

A: 要望等の趣旨に沿って措置したもの(既に取り組んでいるもの)

C: 当面は実現できないもの

E: 意見・提言として受けたもの

B: 実現に向け努力しているもの

D: 実現が極めて困難なもの

F: 現状等の説明を求められたもの

No.	地区	項目	意見要望	回答	分類	進捗状況(12月末日時点)
1	埼玉コミュニティ	市自治会活動の促進に関する条例	条例を策定し、市が目指す自治会の在り方や目指すべき在り方について説明してほしい。	自治会は地域社会において特に「共助」の面で重要な役割を担っています。市民が相互に支えあい、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、自治会活動の促進を支援していきます。	F	左記回答のとおりです。
2	埼玉コミュニティ	市自治会活動の促進に関する条例	条例を策定し、自治会の課題をどのように改善していくのか伺う。	自治会の課題を改善するため、条例には自治会活動の促進に関して、市民、自治会、市自治会長連絡協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を規定しています。 市として、自治会活動促進のための広報・啓発、自治会組織化への支援、自治会活動への支援、自治会の負担への配慮、職員の加入及び参加の促進に取り組んでいきます。	F	左記回答のとおりです。
3	埼玉コミュニティ	自治会役員のなり手不足と高齢化	課題として多い、役員のなり手不足や高齢化に伴う事務機能の低下が自治会運営に困難となっていることについて、市はどのように考えているのか伺う。	市自治会連絡協議会と作成し、4月の自治会全体会で配布しました「自治会活動の手引き」や、令和4年自治会長研修会の場において、「次期役員の育成支援に力を入れている」「パソコンの得意な人が書類を作っている」等の事例を紹介しています。 市としても、自治会関連のスケジュール調整や、配布文書の削減にも、負担軽減による担い手不足対策のひとつとして取り組んでいます。	F	左記回答のとおりです。
4	埼玉コミュニティ	自治会の課題解決	条例を作り、自治会加入率を上げることが課題解決につながることはなく、現在の課題と市はどのように向き合っていくのかを伺う。	条例は、自治会の役割やその重要性を共有し、市民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に制定しました。 自治会の課題については、市自治会長連絡協議会とも連携を図りながら、自治会の活動支援、負担軽減、活動事例の紹介に取り組んでいきます。	F	左記回答のとおりです。
5	埼玉コミュニティ	コミュニティの情報発信	昨年度の市政懇談会でコミュニティ内の情報発信を提言し、「ホームページでの周知を行う」と回答があった。公民館のホームページを活用し、コミュニティ、自治会内の様子を丁寧に情報発信することを想定するが、職員の異動などで内容が充実しなくなることを望む。	コミュニティを含む地域の情報については、公民館だより等により発信しており、公民館ホームページに掲載しています。また、コミュニティだよりの公民館ホームページへの掲載も実施しています。今後もコミュニティや自治会の地域活動について積極的に情報収集を行い、発信していきます。	A	公民館ホームページで、コミュニティを含む地域の情報を発信しています。各自治会の活動については広報なすしおばらのミニ自治会だよりでもお知らせしています。

6	上厚崎一丁目	各種補助事業の手続き	円滑な自治会活動のため各種の補助制度を設け支援を頂いていることに感謝申し上げます。しかし、その申請書の煩雑さや記載内容が事業毎に大きな差異がある。なるべく自治会に負担にならないようにと様々な手立てを施してもらっている中で、工夫されている補助事業もあるが、一方で、旧態依然の申請手続きとなっているように思われる類もある。そこで、事業所管課で情報共有し必要最低限にした簡便な手続きとなるよう早期な対応をお願いしたい。	自治会が行う手続きの煩雑さの解消、自治会長の負担軽減に向け取り組んでいきます。	B	今年度、市から自治会への助成制度に関し、制度説明通知の内容や申請書の様式について調査を実施しました。調査結果を踏まえ、「わかりやすい記載例への改善」、「申請書で共通する事項を予め印刷した上で配布する等の記載箇所の削減」、「手続きの簡便化」など可能なものから取り組みます。市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
7	黒磯七区	借家自治公民館の活用	自治公民館の借家自治公民館活用について、「自治公民館の実態を踏まえて研究していきます」の返答だったが、どれぐらい研究したか、その成果について伺う。その結果としての借家公民館方式の方向性はでているのか。	借家自治公民館の研究として、先進自治体の情報収集に当たりましたが、借家公民館方式の方向性はでていません。引き続き、研究していきます。	C	他自治体の補助制度において、補助限度が月額5千円・5年間までとしている自治体もあれば、月額5万円10年間までとしている自治体もあり、借家公民館として備えるべき条件もそれぞれ異なります。本市での導入に当たっては、現在の市自治公民館施設整備費等補助金交付要綱とのバランスも考慮しながら検討します。
8	黒磯七区	地域共生社会への取組	県内で同性カップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を取り組む市町が増えてきている。栃木県もそれについて、動き出す方向と3月29日の下野新聞に書いてあった。この制度の有無は、多様性に対する自治体の寛容度を計る尺度にもなるといわれている。市においてどのような取り組みを考えているのか。環境問題で先駆的行政を進める市においては、パートナーシップ制度も同様に先駆的取組の自治体として対応するべきと思う。	栃木県と同様に「パートナーシップ宣誓制度」に取組むため、準備に入ったところです。市の業務では、どのような取組みができるのか、現在検討中です。今後どのようなサービスが導入できるか、他市町の例を参考に研究していきます。	A	本市も令和4年10月1日よりパートナーシップ宣誓制度を導入し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けてスタートしたところです。
9	中島	自治会加入のメリット	自治会に入ると「こんないいことがありますよ」と、言いたい。また、自治会の必要性もわかりやすく新規入居者に案内したい。加入したら何が自分・家族にとってよいことがあるのか？加入しないと、どんなデメリットがあるのか？をフランクに伝えたい。	地域の絆づくりが、災害時など「いざという時に助け合い」につながります。防災・防犯、子どもや高齢者の見守り、自治会が設置する防犯灯・ごみステーションの管理など個人では解決が難しい地域の課題も自治会が重要な役割を果たしています。自治会長連絡協議会と市で作成した加入案内チラシも御活用ください。	F	左記回答のとおりです。
10	中島	自治会への通知手段等のデジタル化	自治会長宛には、メールと紙での併用で案内をお願いしたい。もちろん、各戸、各班へは書面であること承知している。メールでの連絡と返答ができると、市とのキャッチボールの数も多くなると考える。また、Web会議等(画面を共有しての会話:1対1でも)もコミュニケーションがアップすると考える。	令和4年度から本格稼働する自治会長一斉メールの活用など、通知手段のデジタル化を検討しております。また、市各課から自治会長宛て通知の問合せ先には、電話番号・FAX番号に加え、担当課のメールアドレスも記載するよう庁内に再周知したところです。なお、自治会長の中にはメールでの対応が困難な方もいることからメールと紙の併用についても続けていきます。	B	庁内への周知に加え、特に行政文書配布を利用した自治会長宛て通知は、市民協働推進課でメールアドレスの記載漏れが無いよう確認しています。市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
11	西新町	自治会長提出文書のメール対応	以前に、自治会長から市役所への提出文書はFAXの他にメールでも対応して欲しい旨をお願いした。その結果メール対応が実現したが、課によっては未だにメールの明記がなされていない課がある。市役所のホームページでメールアドレスは調べられることは出来るが、自治会長宛の文書には必ず担当課のメールアドレスを明記していただきたい。	令和4年4月に、自治会長宛て文書への担当課メールアドレスの記載について、再度庁内に周知しました。	A	庁内への周知に加え、特に行政文書配布を利用した自治会長宛て通知は、市民協働推進課でメールアドレスの記載漏れが無いよう確認しています。

当日	上厚崎一丁目	各種補助金 の手続き	毎年、補助金申請の事務手続きが定例的なものであっても負担である。新しく自治会長になった人には相当の負担。一部、手続きが電子申請になってきて、一歩進んできているが、みんな統一してもらう少し簡素化してもらいたい。市民協働推進課の申請書は手続きを簡素化していただき、自治会に対し書き方まで示し非常に丁寧である。他の課もこれに倣ってすぐにも改善してほしい。定例的なものであれば目的などもそう変わらないはずなので、簡素化を検討していただきたい。市民協働推進課の申請書に目的の自由記載欄があるが、選択肢を作ってもらえれば市の事務処理も楽になるはず。ぜひ検討していただきたい。企画部、市民協働推進課がリードして積極的に実現していただきたい。	毎年申請が必要で目的が決まっているものなどは簡素化を検討していきたいです。庁内の関係課職員で相談しているが実現に至っていない現状です。自治会長・事務担当双方の事務軽減にもつながると思うので、できるだけ早く進めていければと思います。	B	今年度、市から自治会への助成制度に関し、制度説明通知の内容や申請書の様式について調査を実施しました。調査結果を踏まえ、「わかりやすい記載例への改善」、「申請書で共通する事項を予め印刷した上で配布する等の記載箇所の削減」、「手続きの簡便化」など可能なものから取り組みます。 市補助金交付規則の押印廃止により令和5年度から申請書の押印が不要となる補助制度については、メールでの提出を選択いただけるようになる見込みです。
当日	黒磯幸町	市町合併	那須町の親戚が那須町を混ざっていないのに那須塩原市を名乗るのはどうかという話だったのだが、那須町も混ざって将来那須市にした方がよいと言っている。大田原の親戚は、公共機関が不十分なのでできれば一緒にになりたいと言っている。矢板も取り残されているので、ぜひ混ざってほしい、このことを市長に聞いてほしいとのことだった。	【市長】 今挙げていただいたのは日本遺産を共有する自治体。共通する部分は大きいので、一緒に行事などができるときには一緒にやりたいと思います。今後那須地域をPRする際には日本遺産であったり那須ブランドを使い、那須塩原市をPRしていければと思っています。いろいろな部分において広域で連携することは大事だと思っています。	-	-

■総務部

1	三本木	防火水槽の 蓋板設置	三本木地内の県道東小屋黒羽線沿いにある防火水槽には、転落防止のための金網が設置されているが、老朽化が著しく、子供等の転落の恐れがあり大変危険なので、蓋板の設置を要望する。	安全が確保できる工法を検討し、予算確保の上、改修を行います。	A	当該防火水槽の蓋かけ工事については、令和4年12月に着工し、令和5年3月に完了する予定です。
2	共豊社一区	防災訓練	市全体の訓練もいいが、山や川がある地区と無い地区では対応が異なると思うので、各自治会の実情に即した対応が必要かと思う。	市ではこれまでの総合防災訓練方式を改め、実施エリアを絞り、その地区における災害リスクに対する市民参加型の訓練を実施していきます。 なお、各自治会・自主防災組織が独自に、それぞれの地区で想定される災害に備えた訓練を積極的に実施されることを期待します。	A	今年度、狩野公民館において、公民館区内の住民や消防団などの参加により、大雨による蛇尾川の氾濫を想定した訓練を実施しました。 市では今後も公民館区単位を目安に、地域の災害リスクに応じた市民参加型の訓練の実施に努めていきます。
3	鍋掛	施設の案内 看板設置	鍋掛街道鍋掛小学校入り口と県道72号線鍋掛公民館入り口について、以前看板設置を要望し、「指定避難所としての位置づけでもある施設は、市民のみならず、不特定多数の利用も想定されますので、当地区をはじめとして、市全体における設置状況を把握したうえで、具体的な案内板の設置に向けて、担当部及び関係各機関との協議・調整を進めてまいりたいと考えております。」との回答を得ているが、その後の進捗を伺いたい。保育園、小学校、公民館3施設が集合している場所なので、早急な設置を要望する。	避難所となる施設の案内板設置については、避難所の環境整備事業の一つに位置付け実施を予定しておりますが、現在は備蓄物資の購入等を優先して行っています。今後、予算計画の中で順次、実施していきます。	B	各避難所付近に電柱看板の設置を計画しています。設置に係る予算の確保と実施に努めていきます。
当日	三本木	防火水槽の 蓋板設置	防火水槽の金網の補修を提案した。これは7~8年前から壊れており、地区の消防で逐次直してきたのだが、消防団が消防署に修繕を依頼していたができないということなので、今回自治会として要望した。回答では予算を確保してとあるが、至急やってほしい。予算を確保するのであれば、今年または来年、確実にできるようにしてほしい。	現場を確認してできるだけ早く対応できるようにしてまいりたいです。どの程度破損しているのか現場を確認させていただきたいです。	A	当該防火水槽の蓋かけ工事については、令和4年12月に着工し、令和5年3月に完了する予定です。

■市民生活部

1	北和田	道路センターラインの新設と塗色変更	過去に市道K278号線のセンターライン塗色変更(白線から黄線)に関する要望書を那須塩原警察署へ進達しているが、それが認められず現在に至っている。 児童は自治会内2つのルートで登校しているが、いずれも同時時間帯の車の往来が多く、中にはスピードを出して走行しているため、交通事故が発生しないか心配が尽きない。 そのため、センターラインの新設(黄線)と過去に要望した塗色変更が実現できれば、ドライバーのマナー向上と事故防止につながるものと考えている。 これは道路交通法の一部改正に向けた要望かもしれないが、市にはこれら実現に向け、何らかの後押しを期待しているところである。 警察署との連携強化を含めこれら実現に向けたあり方・進め方について、市の所見を伺う。	黄色のセンターラインは、追い越しのためのはみ出し禁止区間に設置されるものです。はみ出し禁止などの交通規制の導入については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっていますので、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	E	那須塩原警察署へ要望しましたが、黄色のセンターラインについてはドライバーのマナー向上やスピード低減を目的として設置するものではなく、追い越しのためのはみ出し禁止区間に設置するものであり、要望路線ははみ出し禁止区間ではないため設置できないと回答がありました。
2	松浦町	学童通学路への信号機設置	現在は児童登下校時の事故防止活動で、町内自主パトロールのメンバーが誘導中だが、車を止めての誘導がしにくい。手動式でもよいので、設置してほしい。	信号機の設置については、継続して那須塩原警察署に要望していますが、現状では設置決定の回答はいただけていません。設置に向けて、引き続き那須塩原警察署に要望します。	A	継続して要望します。
3	共墾社一区	学童通学路への速度制限標識設置	共墾社西踏切から国道4号バイパスに行く市道で、スピードを出して走る車が多く、通学等で危険である。速度制限標識(30キロ)を設置してほしい。	速度制限等の交通規制の導入については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっていますので、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	A	那須塩原警察署へ依頼しました。
4	共墾社一区	踏切内の高さ制限表示	共墾社西踏切での踏切内事故が発生しているため、高さ制限の表示を分かりやすい所に設置してほしい。	高さ制限の標識や規制予告については、警察の所管でありますので、那須塩原警察署に要望としてお伝えし、現地調査を依頼します。	A	那須塩原警察署へ依頼しました。
5	長久保	臭気問題	長久保地区の畜産の臭気について対処を要望したが、「三者の協議の場を有効に利用して対策を考えていきたい。」との回答であった。その後の話し合いの結果を伺いたい。	要望(平成29年7月)を受け、地元協議会、事業者、市における三者協議を実施するため、日程調整を進めておりましたが、地元協議会が、事業者との話し合いではなく、議会への陳情という方法に変更して、平成29年11月に陳情書を提出しましたことから、以後、協議は実施していません。	F	左記回答のとおりです。
6	鍋掛	信号の移設	鍋掛街道と長久保方面からくる市道との交差点は、鍋掛小学校へ通う児童が必ず渡る交差点であるが、押しボタン式の信号の位置が悪く、横断歩道を2回渡らなくてはならない。長いほうの横断歩道には信号がない。信号の位置をずらし、一度で渡れるよう改良を要望する。	信号の設置場所については、警察の所管でありますので、那須塩原警察署に要望としてお伝えし、現地調査を依頼します。	E	那須塩原警察署へ依頼しました。 通学する児童のルートは毎年変わってくるため、その都度信号機を移設することは現実的でなく、実施はできないと回答がありました。
7	南埼玉2区	横断歩道の設置	県道55号線には現在、20年前からの地域住民悲願の歩道設置工事が進められている。県土木事務所からは、今年秋には浸透池が完成し、来年度から本格的に歩道部分の工事に入ると聞いている。学童の通学や地域住民の生活道路として利用できるものとその完成を心待ちにしているところである。そこで、道路横断の安全確保のため複数箇所の横断歩道等を設置要望する。市の手配をお願いしたい。	横断歩道の設置は、那須塩原警察署が横断利用者、周囲の状況等の現地調査を行い、決定することになっており、市では設置することができません。そのため、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望していきます。	A	那須塩原警察署へ要望しました。

8	西新町	猫の糞害	当自治会の会員から、「隣の班で猫を放し飼いしている家庭があり、糞の後処理に困っているの自治会として嚴重に指導して下さい。」と依頼があった。猫の飼い主を特定するのは難しく妙案が浮かばないが、猫の糞害に苦慮している家庭は依頼者以外にも多数いるようだ。散歩途中の犬の糞害は注目されているが、単独行動のネコの糞害も看過できない問題である。市広報やチラシなどを市で作成して、猫の飼い主のモラル向上を啓発していただきたい。	猫の室内飼い等の適正な飼い方については、広報や市ホームページ等により周知に努めております。また、糞害防止の看板やチラシも作成しており、希望があれば住民の方々に配付しているところです。今後も、適正な飼い方の周知に努めていきます。	E	犬・猫の適正な飼い方について、広報なすしおばら11月号に掲載しました。
9	西新町	ごみの減量	令和元年8月22日に開催された那須塩原市・那須塩原市自治会長連絡協議会懇談会(於 割烹石山)において、市の担当者から次の様なコメントがなされた。「家庭から出る一人一日当たりのごみの排出量は平成29年度と平成30年度を比較してわずか7gではあるが増えてしまった。ここ数年の家庭から出るごみの排出量は、ほぼ横ばいであるので分別の徹底及び生ごみの水分を切って出して頂きたい。食品ロスを減らすことにも留意して欲しい。」 ごみの減量化については、市民一丸となって取り組んでおり、その成果も上がってきている。例えば、本市の生活系ごみの排出量は、市の資料によると全国平均とほぼ同じであるが、栃木県平均よりは大きく下回っていることが読み取れる。また、平成25年から平成29年にかけて排出量は減少傾向にある。(平成31年度那須塩原市ごみ減量推進員第1回研修会資料12頁参照) 市の有料ごみ袋の値段は大袋(45L)10枚500円で他市町に比して割高である。参考までに、主な市町の大袋(45L)10枚の値段を列記すると、宇都宮市と小山市は有料ごみ袋の制度は無く透明か半透明の袋に入れて出せば良い。栃木市85円、足利市150円、大田原市225円、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町400円、那須烏山市、那珂川町200円となっている。以上を勘案して次の事を要望する。 1広報なすしおばらへ市民一人一日当たりの生活系ごみ排出量を毎月掲載する。市役所正面玄関内の電光掲示板にも掲載する。みるメールでのごみ減量の啓発。ごみ減量運動推進中のポスターを市が作成して、行政区のごみステーションへ掲示する。 2有料ごみ袋10枚の値段を大中小それぞれ100円値下げする。	1 ごみ減量の啓発については、ごみ出しカレンダーに1人1日当たりのごみ排出量 目標数値を表示しました。また、ホームページやごみ分別アプリ等を活用し、市民の目に留まるような啓発を行っていきたくと考えています。 2 本市の指定ごみ袋は、ごみ処理手数料を含んだ販売料金となっています。ごみ袋製造費用等のみから価格設定している自治体と単純に比較はできませんが、ごみ排出量に応じた処理費用負担の公平性を保つ観点から、今後も有料化は継続していきます。なお、令和4年度中に次期一般廃棄物処理基本計画を策定しますので、適正な価格について検討を行います。	E	左記回答のとおりです。
当日	長久保	防犯灯	防犯灯について、昨今電気料金が上がってきている。9月に補助申請をさせてもらおうと思うが、補助金の増額の予定はあるのか。さもなければ節電的な対策をとってもよいのか。	防犯灯は通常の家賃料金とは別契約になり、別料金となっておりますが、値上がり状況がわからないので調べた上で対応できるかも含めて検討させていただきたいです。	A	那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱において、電気料補助については、別途定める算出方法に基づき算出した電気料の1/2以内とし、毎年度予算の範囲内で市長が定めることとしています。このため、今般値上がりしている電気料については、前年より補助額を一灯当たり100円増額しています。

■ 市民生活部・建設部

1	木綿畑本田	道路修繕 防犯灯設置	高林地区から青木地区に抜ける道路には、雨が降ると水たまりが多く見受けられ、大変危険である。さらに、防犯灯が無くて、夜は暗いため大変危険である。水たまりと防犯灯の対策を早めに行ってほしい。	【市民生活部】 防犯灯の設置主体は防犯灯管理団体(自治会等)であり、市は防犯灯管理団体(自治会等)に防犯灯の設置に係る費用の一部補助を行っています。 【建設部】 市道高林青木線については、今後舗装修繕を実施する計画があるため、修繕に併せて水たまりが解消されるよう検討していきます。	【市民生活部】 E 【建設部】 B	【市民生活部】 左記回答のとおりです。 【建設部】 現地調査を行い、道路の窪みなど水溜まりの原因となる箇所を確認しました。今後は、舗装修繕工事に併せて、水溜まり等の排水処理が出来るよう検討していきます。
---	-------	---------------	---	---	--------------------------------	--

■保健福祉部

1	上厚崎一丁目	避難行動支援者支援事業	<p>先日、当自治会内で一人暮らしの高齢者が突然死されました。たまたま、親類が在宅していたことから大きな問題になりませんでした。その前までは元気だったそうである。このような事態が起きると、当事業のような制度についての必要性を痛感する。しかし、この事業は理念先行型で、自治会として、どのように関わればいいのかも解らず、地に足を付けたものには全くなっていないとの思いを強くしている。この事業単独で目的を達成することができないのは明白であることから、様々な福祉事業を組み合わせ、かつ、組織体制を整え、総合的に取り組む必要があるのではないかと。例えば、社会福祉協議会で行っている「地域住民助け合い事業」の目的は少し違いがあるものの、内容的には近いと思われるが、そちらの情報は具体的に得られていない。自治会との連携を図るためには、市役所内での総合的な体制を構築し、どのような道筋で、どのように取り組もうとしているのかを示して欲しいと思うのが市の見解を伺う。</p>	<p>「避難行動要支援者支援事業」は、災害時に自力で避難することが難しい方の情報を、自治会を中心とした地域の支援者に提供し、日頃の見守りを実施する中で、災害時の支援体制を構築していただくものです。「地域住民助け合い事業」は、日頃の生活の中で、地域の特性に合わせて必要な方の見守りやお手伝いを実施することにより「地域の皆さんによる早期発見・早期対応ができる仕組み作り」を目指すものです。両事業とも、地域において支援が必要と思われる方について、素早く行政に連絡・相談いただくことをお願いするものであり、地域における「共助」の仕組みづくりが、速やかな「公助」に結びつくことの実現と、日頃からの助け合いが災害時の支援をしやすくするという目指すという関係にあります。市は、「避難行動要支援者支援事業」と「地域住民助け合い事業」を融合し、自治会や自主防災組織との連携を行っている自治会もあることから、その取り組みをモデル事例として周知を行う予定です。また、それぞれの事業を進める社会福祉課、高齢福祉課(市社会福祉協議会へ委託)さらに自主防災組織を所管している危機管理室と協議し、連携を図っていきます。</p>	F	<p>令和4年8月に、今年度の「避難行動要支援同意者名簿」を自治会あてに送付する際、自治会、自主防災組織、ボランティアや地区社協等が連携して行っている見守り活動に「避難行動要支援同意者」の見守りも併せて実施することとなった2つの地区の取り組みを、モデル事例として紹介する資料を同封しました。</p>
当日	関谷	限度額適用認定手続き	<p>入院の際の限度額適用認定の提示の仕方、利用についての市と病院で説明が違う。市民に制度を使わせないようにしていると感じるため回答してほしい(国民健康保険の減額申請も同様)</p> <p>1どのような人が何人、限度額認定証制度を利用しているのか。 2どのような人が何人、国民健康保険税の減額を利用しているのか。 3市役所と病院の説明が違っているのはなぜか。 4認定証の提示が無いと限度額の支払いにならないというのであれば、後日申請する人は皆無はずなのに、どのような方が申請し、どのような時に返金されるのか。 5認定証を交付しなくてもすでに患者の所得は市で把握され、医療費は自動で返還されるのに、食事代は窓口提示が無いと返還されないのはおかしいのではないかと。 6認定証の発行日(効力発生日)について、病院では窓口の限度額支払いが適用される日付なので2月に交付されても1月に交付されても限度額の適用となると説明されたが、市役所では発行日からの限度額支払いとなり、1月は通常の金額の支払いと言われた。しかし、医療費の差額は1月分から返還されている。患者は入院している病院の説明を信じるしかなく、後から正反対の説明を市役所からされて混乱している。数か月経っても未解決。 7なぜ食事代が別なのか再度窓口にお問い合わせしたが、窓口では100%の回答ができないため確認させてほしいと言われ、どこかに電話しているようであったが、そのまま時間切れとなってしまったので回答がほしい。</p>	<p>手続きにおいて不快な思いをさせてしまい、申請に当たっても、十分理解できていないため、そのような対応になったかと思えます。個別案件ということで一度持ち帰り、追って対応させていただきたいです。</p>	F	<p>ご質問者には、個別案件として、制度や手続き等について説明させていただきました。不明な点があればお問い合わせくださるようお願いしています。</p>

■保健福祉部・教育部

1	黒磯七区	高齢者行政 高齢者教育	<p>黒磯地区において、老人クラブの解散が相次いでいる。それは、地域の団体活動において、社会教育団体といわれる青年団、婦人会に次いで高齢者団体(老人会、老人クラブ)にもその弱体化が押し寄せて来たといえるのではないかと。団塊の世代が高齢者の中心を担う時代において、高齢者がその地域活動を通して、生きがいづくり、地域づくりにその力を発揮することが求められていると思う。高齢者担当については、老人クラブ、生きがいサロンが高齢福祉課、老人クラブの振興についての担当は社会福祉協議会、高齢者の学習集団づくりは地区公民館(高齢者学級、高齢者大学等)、そのスキルを活かす労働としての担当がシルバー人材センターなどに分かれている。高齢者行政等を統一して考える体制が必要と思う。高齢福祉課は本当に老人クラブの振興を考えているのか。その方策はとっているのか?新規クラブの増加がなければ老人クラブは減少するのみである。つまり、高齢者文化において、後期高齢者の時代背景と前期高齢者の時代背景があまりに違うので、後継者、新規会員の増加は難しい問題となっている。また、団体活動の特にリーダー層の成り手の問題で継続できず解散という例もある。老人クラブの解散の理由をどのように考え、対応するのか教えてほしい。社会福祉協議会は現時点の老人クラブの指導助言のみなので、新規老人クラブの立ち上げ等に関することは現在では無い。このような役割分担では、その団体の抱える問題、課題の解決方法は連携して対応しなければならないと思う。</p> <p>高齢者教育を担う、地区公民館の高齢者学級等の活動について、地域の老人クラブとの連携を図っているのか。団塊の世代がその対象になり、その地域内の対象世代の住民登録数を自覚しているのか。そして、高齢者学級としての開設のねらいと地域老人団体の減少、衰退に対してどのようなアプローチを地域ですればいいのかと思っているのか教えてほしい。新型コロナ下においては、公民館の利用できる人数制限で老人学級の学級生数を制限したと聞いたが、以前、黒磯公民館においては、同一プログラムの第1高齢者学級、第2高齢者学級があった。つまり、利用部屋の限界で受講希望を絞って受講生を限定するのではなく、第1、第2、第3と適正単位の高齢者学習集団をつくるという発想が必要ではないか。</p> <p>この学習集団において、自主運営等の技術を身に付けていくことが、地域における老人クラブの再興に繋がるのではないかと。公民館職員においては、地域団体のありようについてもっと学ぶことが必要と感じる。</p> <p>以上、高齢者を取り巻く関係者の連絡協議会等の存在が必要になってきていると思う。女性や青少年という枠の中で横断的に行政を考えていくのと同じように高齢者という(それも前期高齢者、後期高齢者など)枠組みで横断的に考え、連携する組織を考えてほしい。その結果、地域の宝として的高齢者を動き出させる仕掛けを期待する。</p>	<p>【保健福祉部】 仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める場でもある老人クラブの活動を支援することは、高齢者の社会活動への参加を促進し、ひいては高齢者が豊かな生活と健康の維持・増進を図るための重要な施策です。老人クラブの組織活動は、昭和38年制定の老人福祉法(第13条)に基づき、制定当初は「隠居(リタイア)した高齢者のための福祉施設」としての位置づけでしたが、現代では、加入条件である60歳の多くの人が働き続けています。また、改正高齢者雇用法の影響もあり、就業率は今後も明らかに高まると見られます。</p> <p>とあるシンクタンクが行った調査では、60歳から79歳の男女の7割強の人が、「老人という言葉は、まだ自分には早すぎる」と答えています。今後、高齢化がますます進む中で、老人クラブは地域のコミュニティを維持していく上で、極めて重要な存在です。しかしながら、持続可能な活動を継続していくためには、一定の見直しなども必要であると考えます。</p> <p>例えば「体力的にも元気で働いている60歳の男性に参加してもらうには、どのようなアプローチの仕方が必要か」といったことを考えていかなければならないと認識しています。</p> <p>老人クラブの減少や解散の理由について、「若手の老人が集まらない」「価値観が多様化し『自分はまだ若い』という人も多い」などといったことから入会する会員が増えず、会員数が減少の一途をたどり、ひいては存続できなくなっているということが挙げられます。</p> <p>新規加入者を増やし、脱会者を減らすためには、高齢者の福祉を推進するという老人クラブの特徴と価値を取り戻し「魅力ある老人クラブ」にしていかなければなりません。</p> <p>そのために、市老人クラブ連合会及び黒磯・西那須野・塩原の各地区老人クラブ連合会の事務局を担っている市社会福祉協議会と連携し、現存する単位老人クラブが抱える課題などを、把握していきたいと考えています。</p> <p>【教育部】 高齢者学級については、地域の老人クラブ等との連携により、課題やニーズを把握し、その地域の実情に合わせた内容で実施しています。また、各公民館の高齢者学級等の受講者数は増加傾向にあります。今後も年齢層や受講内容等により学級を再区分するなどの工夫・検討を行い、門戸を制限するのではなく、より多くの高齢者の外出促進や学習意欲の向上を図り、デジタルデバイドに対する講座等も積極的に実施するなど学習集団の形成につなげていきたいと考えています。</p>	B	<p>【保健福祉部】 御指摘いただいている課題に取り組むには、まず、老人クラブの減少や解散の理由や原因について、市老人クラブ連合会及び黒磯・西那須野・塩原の各地区老人クラブ連合会の事務局を担っている市社会福祉協議会と連携し、現存する単位老人クラブが抱える課題などを、把握していかなければならないと考えています。</p> <p>現在、調査内容や手法について検討している段階であり、今後、各団体に過度な負担をお掛けしない形で調査をしたいと考えています。</p> <p>【教育部】 高齢者学級の企画運営については、今後も地域の老人クラブ等との連携により課題やニーズを把握していきます。</p> <p>高齢者学級の募集定員については定員内に概ね収まっていますが、募集定員を超過した場合には可能な限り超過分も受け入れ学級を編成しています。</p> <p>なお、コロナ禍における利用人数制限の際に高齢者学級受講生全員が受講できない場合には、同一プログラムを複数回に分けるなどの工夫を行っています。</p>
---	------	----------------	--	--	---	--

2	黒磯七区	AEDの設置	<p>AED配置について、全国AEDマップで確認できるとの話やのコンビニ等の民間施設での配置は施設管理者の考えにゆだねられているとの回答が、昨年の関谷下田野の自治会の返答にあったが、自分の住む自治会において、どれだけ昼夜問わず5分以内でアクセスできるか、もっと地域ごと(自治会毎)小学校区ごと(コミュニティ単位ごと等)での検証が必要でそれに合わせて、対応を自治会と市側が協働で考えることが必要ではないか。</p> <p>市有施設でAEDの配置がされてきているのは了解するが、それが24時間アクセスできる体制になっているかが「5分以内」の課題に対応できるのだと思う。</p> <p>黒磯七区自治会では、AEDマップをみて、市有施設(日新中、水処理センター)にしかないことがわかった。24時間稼働の水処理センター担当課にお願いしてAEDの利用について、昼夜問わず了解を得た。また、地区内の宿泊高齢者施設にAEDがあることがわかり、そこもいざというときに昼夜を問わず利用できる了解と得た。地域内の良き隣人としての関係作りに繋がっています。</p> <p>つまり、市側としては、自治会側に丸投げするのではなく、どこにAEDがあり、(マップに出てこないものが多数ある)その施設管理者に地域に開放するよう助言することができるのではないか。地域資源探しを協働で行う姿勢はないのか。</p> <p>また、学校開放において、グラウンド、体育館の施設開放時にAEDにアクセスできる環境が必要ではないのか。避難所としての活用も体育館で検討されているのだからその点からも体育館にはAEDが必要ではないか。</p>	<p>AEDの設置状況につきましては、日本救急医療財団のホームページに掲載している「全国AEDマップ」で確認することができますが、AED設置者が自ら登録することではじめて設置場所がホームページ上で確認できるようになることから、AEDを設置する全ての施設が登録をし、地域の皆様と設置施設との連携や登録情報の効果的な利用ができるよう、市としては、登録について積極的な呼びかけに努めています。</p> <p>また、学校開放におけるグラウンド及び体育館につきましては、今後、適切かつ効果的な設置について検討していきます。</p> <p>なお、AEDの設置や利用方法は、あくまでも施設管理者の考えに委ねられるものと考えていることから、地域におけるAEDの設置状況等の検証や地域内のAED設置施設との協議につきましては、引き続き地域の皆様での実施をお願いします。</p>	B	<p>【AED設置者への登録促進の呼びかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおいて、登録に関する呼びかけの文章を記載しています。 ・令和4年12月、みるメールにて、AEDに関する市民周知を実施しました。 ・令和5年2月号(1月20日発行)広報において、AEDに関する記事を掲載予定です。 <p>【学校開放における屋外のAED設置について】</p> <p>市内小中学校におけるAEDについては、施設屋内の出入口付近に設置されており、学校開放時の事案発生時、屋外からのアクセスは容易であることを確認しました。施設施設時には窓ガラス等を破損してのAED利用もやむを得ないものと考えます。</p>
当日	黒磯七区	高齢者行政 高齢者教育	<p>高齢者行政と教育側での縦割りについて、福祉計画・行動計画だと高齢者部会には教育関係者が入っていない。学びと実践の視点が高齢者行政に足りない。関係機関で一体感を持ってやらないといけないのではないか。高齢者団体との横のつながりが作りづらくなっている。来ているメンバーを社会に送り出す視点が必要。</p>	<p>【保健福祉部】</p> <p>現状、委員が入っていないため、直接検討する場での意見ではないが、作成に当たっては教育サイドからも十分意見を取り入れながら計画策定をしていきたいです。</p> <p>【教育部】</p> <p>高齢者の教育については地域の公民館が核となります。高齢者が直面しやすい健康問題などの講座など積極的に展開しているので、保健福祉部と連携を強化して対応していきたいです。</p>	E	<p>【保健福祉部】</p> <p>地域福祉計画の分野別計画である高齢者福祉計画の策定にあつては、15人の委員のうち、3人が大学の教員です。引き続き、学識経験者であると同時に教育に携わっている立場から、様々な御意見を頂戴していきたいと考えています。</p> <p>【教育部】</p> <p>左記回答のとおりです。</p>

■産業観光部

1	共壘社一区	道路修繕	<p>共壘社一区公民館脇の道路が降水時冠水し、歩行者に不便をきたす。道路の修繕を願いたい。</p>	<p>当該箇所につきましては、降雨時の状況を確認して、対応策を検討していきます。</p>	B	<p>降雨時に冠水している状況を確認しました。令和5年度の中で実施できるよう進めています。</p>
2	中島	イベントやお祭りの積極的な実施	<p>たまたまかと思うが大田原市では、先週は屋台祭り、今週はコーヒーピクニック(ながわ水遊園)が行われていた。それと比較してというわけではないが、元気が出るようなお祭りやイベントを検討・実施したい。那須塩原を元気にしたい。</p>	<p>市内でも、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、中心市街地活性化のための様々なイベントが開催されるようになってきています。市としては、市民の皆さんと一緒に、那須塩原が元気になるよう取り組みを進めていきます。</p>	A	<p>市内各所で新型コロナウイルス感染症対策を講じた上でイベントが開催されています。今後も、感染状況に注意を払いつつイベント開催支援を行っていきます。</p>

■建設部

1	北栄町	市道認定・舗装	<p>当自治会は数十年前に宅地ミニ開発の一つとして生まれた自治会であるため、幹線道路への接続道路が大変不便である。災害時に避難路としては危険で、避難指示などの発令の際は、間違いない複数事故が発生すると言われている箇所(道路)がある。早急に市道としての対応をお願いしたい。</p> <p>危険な避難道路は、自治会内最大の家屋密集地で、居住者も多い地区に位置している。また、市指定避難所の東原小学校へ通ずる鳥野目街道に接続する当該地区の幹線道路である。道幅も狭く、悪路(無舗装、砂利と土、岩の凹凸)と貸し、右カーブが視界を妨げている。道路の拡張までとは言わないが、舗装などの対応ができないか。</p>	<p>当該路線は、市が管理する法定外道路と個人所有地(私道)が混在しており、個人所有地の部分が砂利道として残っている状況となります。砂利道の舗装を行う場合、土地所有者の承諾が必要となるほか、地元住民等の負担が発生しますので、詳細な内容については、個別にご相談させていただければと思います。</p>	A	<p>7月に自治会長と現地立会いを行い、幅員が狭く、見通しが悪くなっている箇所の砂利部分を8月に一部舗装しました。</p>
2	豊浦町	歩道未舗装	<p>埼玉通りの豊浦町団地のところの歩道に未舗装部分が39m×55cmある。共英小学校、厚崎中学校、高校の通学路である。草が生えたところには犬の糞、空き缶、ペットボトル、マスク、お菓子袋などが捨てられている状況。幅2m以上の歩道を有効利用できるよう舗装をお願いしたい。</p>	<p>歩道の有効利用及び通学路の安全確保のため、今年度舗装実施の方向で進めております。</p>	A	<p>7月に未舗装となっていた歩道部分の舗装工事を実施しました。</p>
3	若草町	県道332号線の進捗と今後の計画	<p>現在の都市計画道路332号線は上黒磯地区から東那須野方面に向かって上厚崎地区で工事がストップしている。一方、那須町方面の工事は、一部舗装工事も済み、測量、用地買収と順調に進んでいると聞き及んでいる。</p> <p>この那須町方面の道路工事が上厚崎地区より早く完成し供用開始されれば、現在でも国道道路と上厚崎の交差点及び唐杉線の交差点、文化会館脇の交差点と朝夕交通渋滞が発生して、ますます交通渋滞を起こすことが予想される。交通渋滞を緩和するためにも、上厚崎から東那須野方面への早期着工が優先順位の位置づけとしても先と考える。状況を把握し工事の着工をお願いしたい。</p>	<p>当該事業を所管している栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「3・3・2号黒磯那須北線については、現在、上黒磯地内から那須町間の黒磯那須バイパス事業を優先的に整備を進めております。要望箇所につきましても、黒磯那須バイパスの整備状況を見据えつつ、今後の交通量の推移を踏まえながら検討していきます。」との回答をいただいています。</p>	E	<p>左記回答のとおりです。</p>
4	北和田	空き家対策	<p>推定される相続人はいるが、名義人が既に亡くなっている空き家がある。竹木などが屋根のトタンを突き破り、窓ガラスが割れ、雨戸や玄関の引き戸も朽ち果て、敷地内はゴミが散乱し、雑草が生い茂っている状況にある。この両側には住宅が立地しており、将来的に事件事故を含め火災が発生した場合には被害が拡大する恐れがあるため、大変危惧しているところである。</p> <p>昨年度の市政懇談会(西那須野支所)では、所有者などへ適正な維持管理の連絡や特定空き家等解体費補助金の資料送付する、出向いて適正管理をお願いするなど、所有者等が自らの責任で対応することを前提とするとした回答があったところ。</p> <p>当該事例では行政代執行の必要性と緊急性があることから、この実効性を確保するため、空き家等対策の推進に関する条例を厳格に適用すべきと考えるが、市の所見を伺う。</p>	<p>推定される相続人がいるとのことですので、所有者等(=相続人)が対応することが原則となります。まずは、当該空き家について、現地確認及び相続人調査を行い、適正管理の助言指導を実施いたします。</p> <p>また、行政代執行を実施するには、段階的な措置を経るため、有識者等で構成する那須塩原市空き家対策審議会での審議と相当な措置猶予期間が必要となります。</p> <p>なお、現地確認の結果、当該空き家が、「人の生命等に重大な危険が切迫している状況」が確認できた場合には、当該危険を回避するため、必要最小限度の応急代行措置の検討をいたします。</p>	A	<p>令和4年6月15日に所有者に対し、適正管理の通知を送付したところ、令和4年6月21日本人から連絡があり、空き家の状況を伝え、適正管理や除却などを改めて依頼した上で、特定空き家等解体費補助金制度の申請書等を送付しています。</p> <p>また、所有者から建物について気にかけている話を確認できたことから、経過観察案件としています。</p>
5	木綿畑本田	道路舗装修繕	<p>県道高林十字路から湯宮までの道路の路面がひどいところが多くみられる。道路の舗装修繕を早くお願いしたい。</p>	<p>当該路線は、民間企業が道路内に電線管を埋設する工事を実施しており、今後片側車線の舗装本復旧が実施される予定です。それ以外の部分につきましても、路面状況が悪い箇所があることを確認しておりますので、適宜現地の状況把握に努め、修繕などの必要な対応を行っていきます。</p>	B	<p>道路占用者による舗装本復旧が完了しました。</p> <p>それ以外の路面状況が悪い箇所については、適宜現地の状況把握に努め必要な箇所の修繕を実施していきます。</p>

6	木綿畑本田	大きなカーブミラーの設置	木綿畑本田地区内の集落センターの少し北側の丁字路のところのカーブミラーが小さく見にくいいため、大きなカーブミラーを付けてほしい。	当該箇所は、現在φ300mmのミラーがついておりますが、ミラーが小さく視認性が悪いことを確認しました。設置場所の検討を行いながら、大きいミラーを設置する方向で進めていきます。	A	10月に設置場所に関する協議が整いましたのでφ800mmの大きいミラーに交換しました。
7	南埼玉3区	カーブミラー設置	自治会の要望としてカーブミラーの設置を依頼したが、規定の基準を満たしていないという理由で却下されている。埼玉外周道路(埼玉344-10)付近十字路は、周辺の雑木林の状況で視界が狭まり、危険な状況である。カーブミラーの設置を再度検討してほしい。	当該箇所については現地確認の上、カーブミラーの設置基準に基づいて判断した結果、現時点での設置を見送っています。今後は周辺の雑木林が視界の妨げとならないよう、所有者へ枝葉の除去を依頼するなど、引き続き、現場の把握及び管理に努めていきます。	C	現地確認をしたところ視界を遮る枝等は除去されておりました。今後も適宜現地の状況把握に努め、所有者への枝葉の除去依頼をするなど適切な管理に努めていきます。
8	南埼玉3区	砂利道路の舗装	埼玉地内は砂利道路が多く、大型車が入ると土が盛り上がり、グレートシティの前の通り(たて道)は特にひどいので、舗装してほしい。	市の管理する道路(砂利道)の舗装化については、当該路線の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に進めていきたいと考えています。	C	今年度、市の管理する道路(砂利道)について、2路線の舗装化を実施しました。今後も路線毎の公共性、交通量、沿線の状況などを総合的に判断して段階的に舗装化を進めていきたいと考えています。
9	上厚崎一丁目	新幹線操作場拡大工事のスケジュール	昨年度の回答では、まだJRからは具体的な情報は無いとのことですが、対象物件の解体もほぼ終わり樹木の伐採、東電の高圧鉄塔移転も進んでいる。改めて今後の予定について進捗情報がなかったかのと、工事着手前には当然、地元説明が行われるであろうことの確認をお願いしたい。	1 事業の進捗について 新幹線電留線拡張工事のスケジュールは、昨年度から変わらず令和2年6月から事業予定地内の各地権者と用地取得協議を開始し、概ね3年程度での用地取得完了を目指して現在も地権者との協議を進めております。今後の整備スケジュールについては、JR東日本から「まだ計画検討中のため未定」との回答をいただいています。 2 地元説明について JR東日本からは「工事着手前には、地元の皆さまに対して工事の施工に関する説明会を開催する予定」との回答をいただいています。	B	JR東日本からは工事の本格着手前には地元説明を行うとの回答を頂いています。市としてもJR東日本との連絡調整を密に行い、必要に応じて住民の方に情報提供できるよう努めていきます。
10	寺子	寺子一里塚公園フェンスの撤去	旧寺子小跡地、現一里塚公園南側土手に設置してあるフェンスが老朽化に伴い機能を果たしていない。自治会で年2回実施している清掃活動での草刈り作業に支障をきたしている。撤去をお願いしたい。	安全の観点からフェンス全部の撤去は難しいですが、一部撤去できる箇所については、今後検討していきます。 なお、草刈り作業については、支障がない範囲での作業をお願いしたいと思います。	A	令和4年11月にフェンスの一部については撤去しました。
11	共豊社一区	防草シートの撤去	一分水踏切りより約300m下の道路と分水の間の防草シートがごみ化している。撤去するか新設してもらいたい。	当該箇所における防草シートが破損しており、防草の機能を果たしておりませんので、早期に張り替えができるよう進めていきます。	A	7月に防草シートを再設置しました。
12	望田	カーブミラー設置	県道178号稲沢高久線の望田地内の交差点は、地元住民の利用のほか、キャンプ場やホテルの観光客が県道へ出るため利用している。右左折時は、県道を通行する車がほぼ直線でスピードを出しており、大変危険なので、カーブミラーの設置をお願いしたい。	当該路線は県道に接続する法定外道路(赤道)であり、県道に上り坂で交差し、交差点付近にある樹木の枝葉が張り出しているため、見通しが悪くなっていることを確認しています。 市では、優先順位を定め、設置基準に基づいてミラーの設置を行っており、当該箇所につきましても、隣接地権者に枝葉の伐採を依頼しながら、併せてミラーの設置について検討していきます。	C	隣接地権者に視界の妨げにならないよう枝葉の伐採を依頼します。今後も適宜現地の状況把握に努め、適切な管理に努めていきます。

13	石田坂・赤沼	カーブミラー設置	県道大田原芦野線、石田坂公民館前のカーブにカーブミラーを設置してもらいたい。 大田原方面からの上りでは対向車が見えづらい。芦野方面からの下りは曲がり切れず自損事故やセンターラインオーバーによる衝突事故が発生しており、大変危険である。カーブの標識と速度おとせの看板はあるが分かりづらい。	県道大田原芦野線を所管する栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「県道の走行性には支障がないことから設置の予定はありません。」との回答をいただいています。	E	左記回答のとおりです。
14	鍋掛	歩道整備	県道72号線(大田原芦野線)鍋掛地内の歩道について、一部歩道が切れている箇所があるので整備願いたい。	県道大田原芦野線を所管する栃木県大田原土木事務所に確認したところ、「鍋掛小学校の通学路であることから、歩道の必要性を認識しております。引き続き関係者と協議を進めていきます。」との回答をいただいています。	E	左記回答のとおりです。
15	鍋掛東町	歩道整備	あじさい橋から鍋掛街道ローソンの交差点の間約900mは歩道が切れている。日新中学校の通学路に指定され、生徒が自転車で通学しているが、朝夕通勤の車が多く走り、また、直線でスピードを出すので大変危険である。危険防止のため歩道の整備をお願いする。	本路線は、大型車輛の通行が著しく多く、歩行者との事故も懸念されることから歩道の整備について検討していきます。	C	本路線の舗装修繕と併せて注意喚起を促すためのカラー舗装の引き直しを実施しました。 歩道の整備につきましては、引き続き検討課題としていきます。
16	南埼玉2区	埼玉364-3地先の約300m道路舗装等	昨年の要望以来、相当回数地元自治会との打合せや現地調査等の中で検討いただいた。その結果、一部区間の舗装等については、今年度、市道認定外ではあるが市管理道路として舗装等を実施する方向で検討いただけると回答をいただいた。一方、残りの区間については、市による舗装実施が難しく、地元負担が伴う私道等整備支援制度の活用を逆提案され、地元としても検討したが、約100万円の地元負担が発生するもので、負担金の確保見通しは立たないのが実情である。 市による舗装ができない理由は1道路幅員6mの確保、2交差点の隅切り確保、3路面排水設備の整備の三条件とのことだが、12は何とか関係者の協力でクリアできそうで、3については住宅地としての熟度の現状に鑑み、当該区間を、市によって「新設または改良する路線」として認定していただき、市による舗装実施を改めて要望する。	昨年も回答させて頂きましたが、市道認定するためには、「那須塩原市市道路線認定要綱」で定められた要件を満たす必要があります。 そのような状況を考慮し、昨年度協議の中で、早期の舗装工事実施の一案として、市における材料支給と地元による負担金で舗装工事を実施するお話をさせて頂いたところです。 今年度、市では交差点から南側の舗装工事を予定しております。交差点から北側については、私道となるため、再度自治会において、地元負担を検討して頂きますようお願いいたします。	B	今年度、市が管理する道路部については、舗装工事を実施することで進めています。 私道部の舗装工事については、引き続き地元調整を進めて頂くようお願いいたします。
17	南埼玉2区	埼玉414-34地先「市が管理する開拓道路」の舗装	昨年の回答で「道路の特性や条件などから、優先して舗装することは難しい」とされたが、引き続き実施方ご検討をお願いしたい。	昨年度も回答したとおり、埼玉414-34の前面の道路については、市が管理する開拓道路ではありますが、道路の幅員等の特性や条件などから、優先して舗装することは難しいと考えています。	D	本件要望箇所は、現場条件などから優先して舗装することは難しいと考えています。
18	南埼玉2区	カラー舗装部分の水たまりの解消	旧清掃センター付近北側の市道埼玉外周南線路側帯薄層カラー舗装の工事が実施された。主要な目的は学童の通学路として交通事故防止対策の一環と思うが、1降雨があると薄層カラー部分にも水たまりができ歩きにくい、2薄層カラーになっていない側も凹凸が激しい箇所がありそこに水たまりができ、やはり歩きにくいという実態がある。(昨年添付の写真参照)そこで、カラー舗装部分も、現状ではその反対側の歩行スペースとなることも、水たまり解消をお願いしたい。	当該路線は通学路となっており、児童等の歩行者における安全確保の観点からも冠水対策が必要であると考えています。昨年度も回答させて頂きましたが、カラー舗装部分の水溜りについては、道路の縦断勾配が緩く、水田側にも排水ができない状況である(アスカブがある)ことから、雨水の排水先の再検討が必要であり、浸透柵の設置等を含めた対策が図れないか検討していきます。併せて、反対側の水溜りについても、一体的に解決が図れるよう対策を検討していきます。	B	浸透柵や透水性舗装などの施工で対応ができるか検討しています。

当日	西新町	景観条例 屋外広告物	環境美化をお願いした。具体的に国会議員の選挙ポスターが通年で道路わきの色々なところに掲示されている。選挙ポスターは別名おでん看板と言われている。2連ポスターや一人のポスターなどさまざまな種類のポスターがあるが、車を運転しているときに通ると風雨にさらされて見苦しく汚いポスターがところどころに見受けられる。景観上如何なものかと考えていた。回答では、「公職選挙法に抵触していない」や「表現の自由」などを理由に、選管で撤去するのは表現の自由を侵害することになりかねないというものだった。私は表現の自由を侵すつもりはないが、環境の美化の観点で問題があるということ。県内でもトップレベルに環境に力を入れている那須塩原である。景観条例第1条の目的や第2条第3項の規定に鑑みて今回の対応は必要ではないか。表現の自由はその通りであるが、景観条例に照らし合わせて1年中汚いポスターが掲示されているのは不快に感じる人もいます。撤去するかどうかは国会議員のモラル・マナーにもよると思うが、景観条例の観点からいかがお考えか伺いたい。景観条例に照らして判断いただき、市でも議員事務所に対応を依頼してほしい。市で動かないのであれば、直接議員事務所に確認したいと思う。	屋外広告物に分類されると思われるので、景観条例と照らし合わせ掲出できる期間などを確認し、自治会長に連絡差し上げるとともに対応できる部分は対応していきます。	B	12月に自治会長に個別に説明を行いました。 屋外広告物制度について、今後も適切な運用に努めるとともに、景観条例及び屋外広告物条例について市ホームページ及び市広報誌にて周知・啓発し、良好な景観形成に努めていきます。
当日	豊浦町	歩道未舗装	通学路の舗装工事については、建設部に早期対応に感謝する。学生たちも安心して通っている。埼玉通りの豊浦町団地の未舗装の部分は89m×55cmのところを「39m×55cm」と誤記載をしてしまったので謝る。	回答不要	-	-
当日	南埼玉2区	埼玉364-3 地先の約 300m道路舗 装等	1300mほどの未舗装の舗装要望を、昨年に引き続き出したが、半分の区間は道路課などの協議や打合せにより実施していただけることとなり感謝申し上げます。しかし残り半分の150m近くは舗装見通しが立っておらず残念に思っている。去年の2月くらいから協議させていただいている中で、私道の整備支援制度があるという話を聞き、実現できるかどうか2度ほどアンケートを行った。また舗装業者に地元負担がどれくらいかを試算してもらったところ100万ほどかかる見込みとなった。それをどう負担しようか、具体的な数字を示して地元アンケートをとったものの、困難であった。別の方法で実施を検討いただけないかという趣旨のお願いだが、回答は意に沿わないものとなっている。100万円を集めるのが困難であるからお願いしたものである。市道認定の条件も100万円を負担する以上に大変。「新設または改良する路線」という観点で、行政により市道認定ができる読み取れるため、具体的にどのような条件があると認定される道路となるのか説明いただきたい。 2具体的に聞きたいのは、地域の開発程度によるかと思うが、市によって新設または改良する路線と認定できれば、現地の状況がどうであれ、市の方で道路整備をすると解釈したのだが、仮にこの規定を使うのであれば、どのような条件だと市によって新設または改良する路線となるのか。	1 南側については、2mの赤道と2mの開拓道路があり、市の認定道路の4m幅があるため今年度舗装工事をさせていただきます。北側150mについては、2mの赤道・その周りが民有地のため、その民地を含めての舗装は個人の財産になるため対応は難しい。私道は市で舗装することが困難なため、昨年度は100万円の補助の説明をさせていただきました。支援制度の活用をご理解いただきたい。市道認定には、生活に供用されていて、原則幅員6m以上、道路に側溝排水施設が整備されている、敷地の分筆がされているなどといった条件があります。市道に認定されたとしても、それがすぐに舗装となるかというのはまた別の問題となります。市道認定には側溝(排水施設)の整備などで費用が掛かる面もあるため、支援制度の方の活用を御検討いただきたいです。 2 道路整備基本計画で向こう10年間の整備路線を決め、順番に整備します。それが新設・改良路線の進め方です。	B	今年度、市が管理する道路部については、舗装工事を実施することで進めています。 私道部の舗装工事については、引き続き地元調整を進めて頂くようお願いいたします。

■上下水道部

1	越堀	水道管敷設	越堀自治会町田地区の水道管敷設について以前要望をしたが、「県道整備の状況も考慮しながら、生活環境の改善に向けて努力してまいります」との回答であった。その後の進捗を伺いたい。	現在のところ、県道整備の予定はないと聞いております。水道管敷設については、町田地区の水需要に対して、多額の整備費用が見込まれます。 また、現在市水道事業では、老朽化した施設の更新及び耐震化事業を優先的に実施していることから、町田地区の水道管敷設をすることは困難であると考えております。	D	左記回答のとおりです。
---	----	-------	--	---	---	-------------

■選挙管理委員会

1	黒磯七区	投票時間繰り上げ	選挙投票日の投票時間の繰り上げについて、前回、西三島自治会の返答において、今後執行される選挙の結果を踏まえ検討しますとあったが、検討の結果はどうなったか。県内他市町においても、投票時間短縮の動きが多く見られるようになったと思われるがいかがか。	昨年度意見要望に対する回答後、10月に衆議院議員総選挙を執行しました。その後、各種選挙における投票日当日の午後6時以降の投票者数、期日前投票での投票者数等を基に検討を行い、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げ、投票日当日の投票時間を午前7時から午後6時までとしました。	A	令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙から投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げ、投票日当日の投票時間を午前7時から午後6時までとしました。
2	西新町	環境美化(国会議員の看板の撤去)	国会議員の立て看板(おでん看板)が通年を通して街角に設置されている。公職選挙法には抵触していないが持続可能な環境美化の推進には抗っている。市長選挙、市議会議員選挙、県議会議員選挙等は、ポスター掲示板に選挙期間中掲示されるが、選挙が終了すると速やかに撤去される。しかしながら、国会議員のおでん看板は通年を通して設置され続けている。国立公園内の那須町の山中にも掲示され続けていて環境美化を損なっている。環境に優しい脱カーボン都市を宣言している那須塩原市として、全国に先駆けておでん看板の即時撤去を実現していただきたい。	公職選挙法は、「選挙運動」と「政治活動」を厳密に使い分けています。ポスター掲示場は、市選挙管理委員会が設置し、立候補者が選挙運動用のポスターを掲示することができ、投票日後、選挙管理委員会が速やかに撤去しています。いわゆる「おでん看板」は、政治活動のために掲示されるポスターの類のことかと思われます。政治活動用ポスターには、「個人の政治活動用ポスター」と「政党その他の政治団体の政治活動用ポスター」があります。「個人」用には、掲示方法や任期満了日前6か月は掲示できない等の規制があります。「政党その他の政治団体」用は、原則として規制を受けませんが、いわゆる2連ポスターの場合、公示(告示)日に掲載者が立候補者となったときは撤去しなければならないこととされています。適法に設置されているものについて、撤去を指導したり、命令したりすることは、憲法が保障する「表現の自由」を侵害することとなるため、選挙管理委員会としての対応をとることは難しいと考えます。	D	適法に設置されているものについては、回答欄に記載のとおり選挙管理委員会としての対応をとることは難しいと考えます。

■教育部

1	三本木	那須塩原市図書館「みるる」の開館時間	新しい図書館が新設され大変うれしく思っているところである。どうい理由かわからないが「みるる」の開館時間は午前10時と以前より遅くなってしまった。本市の「みるる」以外の図書館の開館時間は午前9時30分。ちなみに大田原市図書館の開館時間は午前9時となっている。市民へのサービス向上を図るためにも、「みるる」も少なくとも他の図書館と同様に開館時間を午前9時30分に、できれば大田原市並みの午前9時に変更いただきたい。	那須塩原市図書館「みるる」は、平日午前10時から午後9時まで、土日祝日は午前10時から午後6時まで開館しています。「みるる」以外の図書館と開館時間が異なることにつきましては、黒磯駅に隣接した施設であることから、近隣の高校生を含めた駅利用者が多い時間帯を考慮し、設定した経緯があります。なお、開館時間の設定については、今後の利用状況等を踏まえながら検討していきます。	E	左記回答のとおりです。
---	-----	--------------------	---	--	---	-------------

2	黒磯七区	自治公民館・コミュニティの担当	<p>今年度から市民協働推進課において、自治公民館、コミュニティの担当をするようになったことについて</p> <p>1自治公民館は、社会教育法の公民館類似施設としての位置づけで、建物のみならず公民館活動(社会教育活動)を地域の中の最小単位の自治会において活動されるものと認識していたが、社会教育委員会や公民館運営審議会などの検討を経ての担当替えだったのか。検討を経たというのであれば、その時の市側の説明、委員等の意見等を教えてほしい。</p> <p>2コミュニティにおいても、那須塩原市は原則、小学校区や中学校区で設立し、その事務局等を公民館に置く例が多いと思う。従来、コミュニティ担当の生涯学習課と市民協働推進課の関係では、設立は市民協働推進課、育成援助は生涯学習課という関係だったと思う。こちらもどのような経緯で変更になったのか。コミュニティ連絡協議会などはそれを了解したのか。自治会を取り巻く状況が厳しい中、職員を増やさずにそれらの担当替えは、本来の自治会振興についてその力がそがれてしまうのではないかと心配するものである。</p> <p>3地域(地域づくり)に関することを一元化するのであれば、もっと人員の充実が必要である。地区公民館に社会福祉協議会が地域活動専門員を配置しているように、地域団体活動専門員として、団体活動のイロハ、会議の仕方、文書作り、総会資料作りなどのアドバイスを市職員の再任用職員等の活用で対応できないだろうか。これは、本来、公民館職員の持つべきスキルの一つであるが、それらを指導援助することのみに時間を奪われては本末転倒になってしまうおそれもあるので、専門職員を配置したほうが良いと思う。そのことで地区公民館職員は、地域の必要課題、要求課題を整理しながら、地域の人づくり、仲間づくり、地域づくりのセンターとしてその機能を果たすことができると確信するが、いかがか。</p>	<p>1 行政組織機構の一部見直しの中で決めさせていただきました。これは、自治振興に関連する事務を集約することで、今後の新しい政策課題の流れにいち早く対応できる体制を整え、自治会活動、コミュニティ活動といった各種市民活動に関する総合的な支援の推進を図るためです。</p> <p>2 1の回答と重複いたしますが、自治会活動とコミュニティ活動を総合的に実施することは、今後の自治振興を効率的かつ効果的に推進するためです。</p> <p>3 提言いただいた地区公民館への専門職員の配置については、地域づくりの支援強化のための方策の一つとして参考とさせていただきます。</p>	E	左記回答のとおりです。
3	黒磯七区	地域団体の活動援助	<p>市消防団黒磯支団第一分団後援会は、黒磯町時代から続く消防団後援会である。地域を担う消防団の後援をする地域団体で、黒磯地区自治会長会78の自治会で構成する地域団体である。その地域団体としての活動の一環で地区公民館で印刷を申し込んだところ、昨年までは用紙持ち込みで了解されていたものが、令和4年度から拒絶される状況になった。地域団体の活動に対する公民館活動の援助方法から言えば言語道断である。地域活動において、その資料印刷ができることは、活動の援助の基本だと考えるものである。公民館における印刷機の利用についてその基準を聞かせてほしい。</p> <p>また、この問題の根本には、公民館の持つ機能についての理解が足りないのではないかと危惧するものである。公民館の印刷機は、公民館がその活動に使うだけでなく、地域に開かれて利用されるべきと思う。また、公民館において、公民館所有の印刷機と地元コミュニティ団体等の印刷機があり、使い分けているところもあるかと思う。公民館の印刷機は地元コミュニティ団体等が印刷機を所有するまで、利用ができることが必要だと思う。同時に地域コミュニティ等が宝くじ等の補助を利用し、所有できるよう、団体活動の指導助言も必要と思うがいかがか。</p>	<p>公民館所有の印刷機の使用基準につきましては、令和4年度から統一を図らせていただいたところですが、使用基準については、用紙持ち込みにより原則無料としております。また、利用可能団体は、地域活動への公益性やこれまでの利用頻度などを考慮し、地区内の自治会・コミュニティ、老人クラブ、婦人会、子ども会育成会及び公民館利用団体とさせていただきます。</p> <p>今回御指摘のありました、消防団後援会も公益性がある地域団体として考えられますので、今後の取り扱いを検討させていただきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ所有の印刷機につきましては、各コミュニティの運営状況により取扱いが異なっているため、基準の統一化は図っておりません。</p> <p>なお、コミュニティの印刷機導入については、今年度も宝くじのコミュニティ助成事業により、印刷機の導入を予定しているところもありますので、今後もコミュニティの意向に応じて必要な助言を行ってまいります。</p>	A	印刷機の使用については、地域活動への公益性を考慮し、公民館長会議等での協議を行い、「その他公益性の高い地域団体(自治会で構成される団体等)」をこれまでの使用可能団体に追加し、運用を図っています。
当日	黒磯七区	自治公民館・コミュニティの担当	<p>市民協働の立場(行政の都合)で自治公民館とコミュニティの所管が変わったが、それは違うのではないか。市民協働は時間のかかるものなので、勝手に所属を変えるべきではない。</p>	<p>コミュニティの所管替えについては、自治会・自治公民館・コミュニティを窓口一本化の観点でそのようにした。市民協働の視点から言えば丁寧な説明が必要だったと思う。今後、社会教育自体は変わらないので協力して取り組んでいきたい。</p>	E	左記回答のとおりです。